

都城市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号）に定めるもののほか、市が交付する浄化槽設置整備事業の補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽で次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 法第4条第1項の構造基準に適合していること。

イ 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上及び放流水のBOD20mg/L（日間平均値）以下の機能を有すること。

ウ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものであること。

(2) 補助対象地域 次に掲げる区域を除く市内の地域をいう。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

ア 公共下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する施設をいう。）又は農業集落排水事業（農業集落排水事業実施要綱（昭和58年4月4日付け58構改D第271号農林水産事務次官依命通達）に基づく事業をいう。）による施設が整備されている区域

イ 公共下水道の事業認可区域又は農業集落排水事業の実施が確実と見込まれる地区

(3) 住宅 延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供される建物をいう。ただし、別荘、共同住宅、寄宿舎及び賃貸住宅を除く。

(4) 別荘 生活の根拠として居住の用に供する家屋以外のもので、専ら保養の用に供するもの。

(5) 転換工事 法第3条の2第1項ただし書に規定するし尿のみを処理する設備又は施設（以下「汲取槽又は単独処理浄化槽」という。）を廃止し、及びこれらの設備に替え、住宅に新たに浄化槽を設置する工事をいう。

(6) 撤去工事 汲取槽又は単独処理浄化槽の撤去及び処分に要する工事をいう。

(7) 宅内配管工事 転換工事を行う際に伴う宅内配管工事をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 市長は、補助対象地域にある既存家屋において転換工事を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しないものとする。

(1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに転換工事を行う者

(2) 市税を完納していない者

(3) 特別な理由がなく、宮崎県が指定する浄化槽設置者講習会を受講していない者

(4) 都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者

（補助金額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、転換工事、撤去工事及び宅内配管工事に要する費用とする。ただし、撤去工事及び宅内配管工事に要する費用への補助は、転換工事を併せて実施する場合にのみ補助するものとする。

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の額と、別表の補助区分の欄に掲げる区分に応じ、補助限度額の欄に定める額のいずれか低い額とする。この場合において、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、工事に着手しようとする日前に、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければ

ばならない。

- (1) 法第5条第2項に基づく審査期間を経過した浄化槽設置届出書又は建築基準法第6条第1項に基づく確認済証の写し
- (2) 工事費見積書（各工事費明細の記載があるもの。）の写し
- (3) 事業計画書及び収支予算書（様式第2号）
- (4) 誓約書（様式第3号）
- (5) 誓約書（市税の納税状況調査を実施する場合：様式第3号の2）
- (6) 工事請負契約書
- (7) 認定書及び型式適合認定書
- (8) 排水設備設計図（平面図、展開図及び位置図）
- (9) 登録証及び登録浄化槽管理票（C票）
- (10) 市の発行する納税証明書又は滞納のない証明書。ただし、発行から90日以内のものに限る。（市税の納税状況調査に同意する場合は、不要）
- (11) 工事監督をする者の浄化槽設備士免状の写し又は小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し
- (12) 宮崎県が指定する浄化槽設置者講習会の受講済証（特別な理由がある者を除く。）
- (13) 確約書（様式第4号）
- (14) 既製品底板の構造計算書（既製品底板を使用する場合に限る。）
（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、補助金を交付することを決定したときは補助金交付決定通知書（様式第5号）により、交付しないことを決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（設置工事）

第7条 工事は、補助金交付決定の通知を受けた後に着工するものとする。

（計画変更承認申請書等）

第8条 第6条第2項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助

対象者」という。)は、補助金の交付申請内容を変更する場合又は工事を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、計画変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、工事が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならない。

(工事の監督)

第9条 工事は、次の各号のいずれかの者の監督の下に法令に基づいて適正に行わなければならない。

(1) 平成元年10月30日付け厚生省・建設省告示第1号により指定した小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を修了した者

(2) 昭和63年度以降に法第42条第1項各号に該当することになった浄化槽整備士

(実績報告)

第10条 補助対象者は、工事が完了したときは、完了後30日又は申請のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第8号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事費請求書又は領収書の写し(各工事費明細の記載があるもの)

(2) 工事着工前、施工中及び完了後の現場写真

(3) 浄化槽の保守点検業者及び清掃業者との契約書等の写し

(4) 排水設備完成図(平面図及び展開図)

(5) 7条検査法定検査依頼書の写し

(6) 収支決算書(様式第9号)

(7) 浄化槽工事チェックリスト

(8) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し(撤去工事費に対する補助を申請した場合に限る。)

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、工事の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第10号)によ

り速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助対象者は、補助金の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第11号）により補助金の交付を市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに補助金を補助対象者に交付するものとする。

(補助金交付決定の取消)

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(現場確認)

第16条 市長は、第1条の目的を達成するため、工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

(浄化槽の機能の保持)

第17条 補助対象者は、補助の対象となった浄化槽を常にその機能が良好な状態で保持できるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の都城市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成2年都城市告示第29号）、山之口町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱（平成5年山之口町告示第20号）、高城町合併処理浄化槽設

置整備事業補助金交付要綱（平成5年高城町告示第15号）山田町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱（平成3年山田町告示第23号）又は高崎町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成16年高崎町告示第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成18年5月12日改正）

この要綱は、平成18年5月12日から施行し、改正後の都城市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。ただし、この告示の公表の日前において、既に交付した補助金については、従前のおりとする。

附 則（平成19年4月17日改正）

この要綱は、平成19年4月17日から施行し、改正後の都城市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年9月17日改正）

この要綱は、平成20年9月17日から施行し、改正後の都城市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第2条第2号イの規定は、平成20年9月1日から適用する。

附 則（平成20年12月25日改正）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日改正）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月16日改正）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月5日改正）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年4月28日改正）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年2月12日改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 3 月10日改正）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月13日改正）

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月31日改正）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月26日改正）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月29日改正）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月28日改正）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月25日改正）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月31日改正）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

補助区分		補助限度額
転換工事	5 人槽	332, 000円
	6 ～ 7 人槽	414, 000円
	8 ～10人槽	548, 000円
撤去工事	単独処理浄化槽	120, 000円
	汲取槽	90, 000円
宅内配管工事		200, 000円

都城市長

宛て

申請者 住所

氏名

電話

（署名又は記名押印）

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付を受けようとする補助事業の名称
都城市浄化槽設置整備事業
- 2 交付を受けようとする補助金の額 円
内訳) 転換工事費分 円
撤去工事費分 円
宅内配管工事費分 円
(新設床下宅内配管工事 有 無)
- 3 設置場所 都城市.....
使用者.....申請者との関係(.....)
- 4 浄化槽の名称 名称.....
認定番号.....人槽.....
- 5 住宅の形態 個人住宅
- 6 住宅の種類 (1) 一般住宅 (延べ床面積..... m^2)
(2) 店舗等併用住宅 (居住部分の延べ床面積..... m^2)
(その他の面積..... m^2)
(店舗の種類.....)
- 7 設置区分 (1) 汲取槽からの転換 (2) 単独処理浄化槽からの転換
- 8 使用人員人
- 9 業者名 電話
- 10 工事の期間 年 月 日～ 年 月 日
- 11 放流先 (1) 河川 (2) 道路側溝 (3) その他(.....)

様式第2号（第5条関係）

事業計画書及び収支予算書

- 1 事業計画書
 - (1) 事業主体
 - (2) 事業場所
 - (3) 事業内容

- 2 収支予算書
 - 収入の部

単位：円

費 目	予 算 額	備 考
浄化槽設置整備 事業補助金	円	転換工事費分 円 撤去工事費分 円 宅内配管工事費分 円
自己資金	円	
計	円	

支出の部

単位：円

費 目	予 算 額	備 考
転換工事費	円	
撤去工事費	円	
宅内配管工事費	円	
計		(消費税込み)

誓約書

年 月 日

都城市長 宛て

住所
氏名

（署名又は記名押印）

私は、 年度都城市浄化槽設置整備事業によって浄化槽を設置するに当たり、下記1から5までの事項及び都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）に規定する事項に関して、下記のとおり誓約及び同意します。

記

- 1 補助事業によって設置した浄化槽については、適正に維持管理します。
- 2 浄化槽法第7条及び第11条に基づく水質に関する検査を受けます。
- 3 当該地域において、公共下水道事業、農業集落排水事業その他の事業等により生活排水の処理が行われる場合は、その事業の処理方針に従います。
- 4 年度途中において、国・県補助金の基準額の変更に伴い、市補助金額が減額となった場合は、既に交付された額と減額後の額との差額を市に返還いたします。
- 5 申請時の住所と設置場所が異なる場合は、実績報告を行うまでに住所変更いたします。

暴力団排除に関する誓約書及び同意書

- (1) 申請者（個人及び法人等の役員等）は、都城市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。
- (2) 都城市暴力団排除条例に基づき、市が暴力団を利することがないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。
- (3) 誓約事項に虚偽があった場合、又は同意事項に反した場合は、この補助金等の交付に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。

上記(1)から(3)までについて、確認の上、誓約及び同意します。

氏名 _____

誓約書

年 月 日

都城市長 宛て

住所
氏名

（署名又は記名押印）

私は、年度都城市浄化槽設置整備事業によって浄化槽を設置するに当たり、下記1から5までの事項、都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）に規定する事項及び市税の納税調査に関する誓約書及び同意書に規定する事項に関して、下記のとおり誓約及び同意します。

記

- 1 補助事業によって設置した浄化槽については、適正に維持管理します。
- 2 浄化槽法第7条及び第11条に基づく水質に関する検査を受けます。
- 3 当該地域において、公共下水道事業、農業集落排水事業その他の事業等により生活排水の処理が行われる場合は、その事業の処理方針に従います。
- 4 年度途中において、国・県補助金の基準額の変更に伴い、市補助金額が減額となった場合は、既に交付された額と減額後の額との差額を市に返還いたします。
- 5 申請時の住所と設置場所が異なる場合は、実績報告を行うまでに住所変更いたします。

暴力団排除及び市税の納税調査に関する誓約書及び同意書

- (1) 申請者（個人及び法人等の役員等）は、都城市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。
- (2) 都城市暴力団排除条例に基づき、市が暴力団を利することがないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。
- (3) 誓約事項に虚偽があった場合、又は同意事項に反した場合は、この補助金等の交付に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。
- (4) 補助金交付決定に当たり市長が実施する納税状況調査に同意します。

上記(1)から(4)までについて、確認の上、誓約及び同意します。

氏名 _____

様式第4号（第5条関係）

確 約 書

年 月 日

都城市長 宛て

申請者 住所

氏名

（署名又は記名押印）

補助金交付申請書の既存住宅に接続された（浄化槽・汲取式）の写真を添付し、これに相違ないことを確約します。

担当浄化槽設備士の氏名
浄化槽設備士免状の交付番号（ ）

*添付写真は、浄化槽又は汲取式であることが分かる写真であること。

様

都城市長



補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった下記補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 都城市浄化槽設置整備事業補助金
- 2 交付予定額 円
- 3 交付決定の内容 浄化槽設置整備事業補助金
- 4 交付条件
 - (1) この補助金を目的以外に使用しないこと。
 - (2) この補助金について、市長の調査により補助の目的に従って遂行されていないと認められるときは、補助金の全部又は一部を返還させることがあること。
 - (3) 年 月 日までに工事を完了すること。ただし、やむを得ない理由により、工事を期日までに完了することができないときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けること。
 - (4) 次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けること。
 - ア 工事の内容を変更しようとするとき。
 - イ 工事を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - (5) 工事完了後30日又は申請のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告を提出すること。
 - (6) 宮崎県が指定する浄化槽設置者講習会を受講すること。ただし、特別な理由がある場合を除く。
 - (7) 年度途中において、国・県補助金の基準額の変更に伴い、市補助金額が減額となった場合は、既に交付された額と減額後の額との差額を市に返還すること。
 - (8) 都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第5条に規定する市民等の責務を遵守すること。

様式第6号（第6条関係）

補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

都城市長



年 月 日付けで申請のあった都城市浄化槽設置整備事業の補助金については、下記の理由で不交付となったので通知します。

記

（理由）

様式第7号（第8条関係）

計 画 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

都城市長 宛て

補助対象者 住所

氏名

電話

（署名又は記名押印）

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた都城市浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認されるよう申請します。

記

1 補助金申請内容の変更

工事期間	変更前	年 月 日から	年 月 日まで
	変更後	年 月 日から	年 月 日まで

2 設置する浄化槽の変更

変更前

変更後

3 工事の中止

4 工事の廃止

（理由）

5 その他の変更

年 月 日

都城市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電 話

（署名又は記名押印）

補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった下記補助事業について、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の名称 都城市浄化槽設置整備事業補助金

2 補助金交付決定額円
内訳) 転換工事費分円
撤去工事費分円
宅内配管工事費分.....円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添 付 書 類

- (1) 工事費請求書又は領収書の写し（各工事費明細の記載があるもの）
- (2) 工事着工前、施工中及び完了後の現場写真
- (3) 浄化槽の保守点検業者及び清掃業者との契約書等の写し
- (4) 排水設備完成図（平面図及び展開図）
- (5) 7条検査法定検査依頼書の写し
- (6) 収支決算書（様式第9号）
- (7) 浄化槽工事チェックリスト
- (8) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（撤去工事費に対する補助を申請した場合に限る。）

*補助金交付申請書と同じ印鑑を御使用ください。

収支決算書

収支決算書

収入の部

単位：円

費 目	決 算 額	備 考
浄化槽設置整備 事業補助金	円	転換工事費分 円 撤去工事費分 円 宅内配管工事費分 円
自己資金	円	
計	円	

支出の部

単位：円

費 目	予 算 額	備 考
転換工事費	円	
撤去工事費	円	
宅内配管工事費	円	
計		(消費税込み)

第 号
年 月 日

様

都城市長



補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした下記補助金については、その額を次のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 都城市浄化槽設置整備事業補助金
- 2 交付確定額 円

（注） 年度途中において、国・県補助金の基準額の変更に伴い、市補助金額が減額となった場合は、既に交付された額と減額後の額との差額を市に返還していただくこととなりますので、御了承ください。

年 月 日

都城市長 宛て

補助対象者 住所

氏名

電話

(署名又は記名押印)

補助金交付請求書

年 月 日付け
備事業補助金を、下記のとおり請求します。

号で額の確定のあった都城市浄化槽設置整

記

.....請求金額.....円
(内訳) 転換工事に係る補助金.....円
撤去工事に係る補助金.....円
宅内配管工事に係る補助金.....円

金融機関名	
支店名	
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

※補助対象者名義の口座を記入してください。